

令和7年第13回定例会

1 日 時 令和7年7月23日（水）11時00分から11時20分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理者 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 3名

4 議 事

<議案>

- 1 令和7年7月20日執行参議院（東京都選出）議員選挙に係る選挙無効等請求事件に対する処理方針について
- 2 東京都議会議員及び東京都知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

<その他>

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和7年第13回定例会を開会いたします。 お手元に、令和7年第12回定例会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案を予定しております。 それでは、議案第1号「令和7年7月20日執行参議院（東京都選出）議員選挙に係る選挙無効等請求事件に対する処理方針」について、事務局より説明を求めます。
選挙課長	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。 （ 異議なし ） 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 それでは、議案第2号「東京都議会議員及び東京都知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正」について、事務局より説明を求めます。
選挙課長	《議案第2号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	今の内容は、都議会議員と都知事選挙に関わる一部改正でございますけど、都の管轄としてはそれでいいんですけど、市区町村の一部改正などについては、それぞれの当該の市区町村で条例改正するのですか。
選挙課長	お見込みのとおりでございます。公職選挙法改正につきましては、都選管の方から通知をしています。ただ、今回の条例につきましては、個人演説会告知用ポスターの対象は、国政選挙及び都知事選挙のみになります。このポスターの改正は、文言を削除するという意味では、区市町村において条例改正が必要はありませんけれども、一方で、サイズが統一になってまいりますので、そちらにつきましては対応することになります。
委 員	わかりました。

委 員	イメージが湧かないんだけど、個人演説会告知用ポスターは選挙運動期間中に使っているということでもいいですか。
選挙課長	そうです。
委 員	事前活動ってやっていますが、あれとは関係ないのか。
選挙課長	掲示場に小さい字で個人演説会の日時等が記載されているものが、これまでも実際に貼られているときがあります。
委 員	選挙期間中の公営掲示板にですか。
選挙課長	おっしゃるとおり、正方形に近いサイズのポスターが掲示されています。
委 員	見たことないな。
事務局長	今までは、42センチ×40センチにするために小さい字で書いてあったんですよね。あまり意味がなかったので、今回改正になった。
委 員 長	よろしいですか。他にございますか。 私から、公費負担に関する条例というのは、前の条例があるんですね。
選挙課長	はい。
委 員 長	その中の、今回はポスターの規格だけを改正したということで、特に公費負担という部分に関係がないわけですね。この条文だけを改正したということですね。
選挙課長	お見込みのとおりです。
委 員 長	それは法の改正によって条例が変わるということで、機械的な流れですという説明でよいですね。
選挙課長	はい。
委 員 長	わかりました。 説明は終わりました。御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。
総務課長	《当面の日程について説明》

委員長

説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

次回の定例会は、８月２７日に開催することといたします。

その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。